

名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業のご案内

人材の確保・定着支援を目的として、名古屋市内の介護事業所等に常勤の介護職員として雇用されており、ご自分で奨学金を返済されている方を対象に、名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業を実施しておりますので、ぜひご活用ください。なお、昨年度本助成金の交付決定を受けられた方におかれましても、今年度の助成を希望される場合には、昨年度同様に申請が必要となりますので、ご留意ください。

助成対象者

下記の要件をすべて満たす者（ただし前年度から引き続き同一の事業所に雇用され、継続して本助成金に申請する場合は4を除く）

- ① 市内に所在する介護事業所等を運営する民間事業者に常勤の介護職員として直接雇用された者であること
- ② 申請日の属する年度の末日において対象事業所に在籍しており、かつ就業を継続する意思があること。
- ③ 自ら奨学金を返済していること。
- ④ この助成金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤ 助成金の交付を受けようとする期間において、奨学金を対象とした類似の助成を受けていないこと。

助成に関する注意点

助成に係る申請書は在籍する事業所を経由して提出してください。

以下の場合には助成対象外です。

- ① 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅で勤務している場合
- ② 異動等により、勤務場所が市外の事業所となった場合
- ③ 異動等により、勤務場所が介護・障害福祉サービス事業所以外の事業所となった場合

助成金額

介護職員の皆さまのキャリアアップや職場への定着を支援するため、助成金額が段階的に引き上がる仕組みとしています。

- ① 助成対象者の要件を満たす者 15万円/年
- ② かつ継続3年以上在籍する実務者研修修了者 22.5万円/年
- ③ かつ継続4年以上在籍する介護福祉士有資格者 30万円/年

事業詳細

事業の詳細については以下の HP を参照してください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/ikusei/R6syougaku.html>



<問い合わせ先>

（障害者関係事業所）健康福祉局障害者支援課 052-972-2558

（障害児関係事業所）子ども青少年局子ども福祉課 052-972-3187